

第七十一条の八中「第六十九条の第四項」を「第一百零五条第五項」に、「第七十一条の五第一項第一号から第三号まで及び第五号から第八号まで」を「第六十九條第一項第一号から第三号まで及び第五号から第八号まで」に改め、同条を第七十二条とする。

第七十一条の七中「第六十九条の第四項」を「第一百零五条第四項」に改め、同条を第七十一条とする。

第七十一条の六中「第六十九条の第三項」を「第一百零五条第三項」に、「学校教育法第六十九条の第四項」を「同法同条第二項」に改め、同条を第七十条とする。

第七十一条の五中「第六十九条の第四項」を「第一百零五条第一項」に改め、同条を第六十九条とする。

第七十一条の四第一項中「第六十九条の第三項」を「第一百零五条第二項」に、「第六十九条の第四項」を「第一百零五条第一項」に改め、同条第二項中「第六十九条の第三項」を「第一百零五条第三項」に、「第六十九条の第四項」を「第一百零五条第一項」に改め、同条を第六十八条とする。

第七十一条の三中「第六十九条の第三項ただし書」を「第一百零五条第三項ただし書」に改め、同条第二号中「第六十九条の第三項」を「第一百零五条第一項」に改め、同条を第六十七条とする。

第七十一条の二中「第六十九条の第三項」を「第一百零五条第一項」に改め、同条を第六十六条とする。

第七十一条を第六十五条とする。

第五十條中第二節を削り、第三節を第四節とし、第一節の次に次の二節を加える。

第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等

第二百四十四條 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が定める。

第二百四十五條 学位に関する事項は、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の定めるところによる。

第二百四十六條 学校教育法第八十八条に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第三十一条第一項又は短期大学設置基準第十七条第一項に規定する科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位（同法第九十条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第三十条第一項又は短期大学設置基準第十六条第一項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

第二百四十七條 学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合（学生が授業科目の構成等の特別の事情を考慮して文部科学大臣が別に定める課程に在学する場合を除く。）に限り行うことができる。

一 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。

二 大学が、大学設置基準第二十七条の二に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。

三 学校教育法第八十七条第一項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもつて修得したと認められること。

四 学生が、学校教育法第八十九条に規定する卒業を希望していること。

第二百四十八條 学校教育法第八十七条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部（在学する学生にあつては、同法第八十九条の規定により在学すべき期間は、四年とする。）

第二百四十九條 学校教育法第八十九条の規定により、一の大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）に三年以上在学したものに準ずる者を、次の各号のいずれかに該当する者であつて、在学期間が通算して三年以上となつたものと定める。

一 第四百七十七條第一号及び第二号の要件を満たす一の大学から他の当該各号の要件を満たす大学へ転学した者

二 第四百七十七條第一号及び第二号の要件を満たす大学を退学した者であつて、当該大学における在学期間以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの

三 第四百七十七條第一号及び第二号の要件を満たす大学を卒業した者であつて、当該大学における修業年限以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの

第四百五十條 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に關し、高等学校を卒業した者と同等の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの

二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

四 文部科学大臣の指定した者

五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」といふ。）に合格した者を含む。）

六 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入學させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達したものの

第五百一十條 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、特に優れた資質を有すると認めるに当たつては、入学しようとする者の在学する学校の校長の推薦を求めるとともに、同項の入学に關する制度が適切に運用されるよう工夫を行うものとする。

第五百一十二條 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に關する制度の運用の状況について、同法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第五百一十三條 学校教育法第九十条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数は、二年とする。

第五百一十四條 学校教育法第九十条第二項の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号のいずれかに該当する者と定める。

一 中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に二年以上在学した者

二 外国において、学校教育における九年の課程に引き続き学校教育の課程に二年以上在学した者

三 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に二年以上在学した者

四 第五百一十條第三号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において二年以上在学した者

五 文部科学大臣が指定した者

六 高等学校卒業程度認定試験規則第四条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第四条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、十七歳に達したものの

第五百一十五條 学校教育法第九十一条第二項又は第二百二條第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に關し大学を卒業した者と同等の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。

一 第四百七十七條第一号及び第二号の要件を満たす一の大学から他の当該各号の要件を満たす大学へ転学した者

二 第四百七十七條第一号及び第二号の要件を満たす大学を退学した者であつて、当該大学における在学期間以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの

三 第四百七十七條第一号及び第二号の要件を満たす大学を卒業した者であつて、当該大学における修業年限以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの

第四百五十條 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に關し、高等学校を卒業した者と同等の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの

二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

四 文部科学大臣の指定した者

五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」といふ。）に合格した者を含む。）

六 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入學させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達したものの

第五百一十條 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、特に優れた資質を有すると認めるに当たつては、入学しようとする者の在学する学校の校長の推薦を求めるとともに、同項の入学に關する制度が適切に運用されるよう工夫を行うものとする。

第五百一十二條 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に關する制度の運用の状況について、同法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第五百一十三條 学校教育法第九十条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数は、二年とする。

第五百一十四條 学校教育法第九十条第二項の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号のいずれかに該当する者と定める。

一 中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に二年以上在学した者

二 外国において、学校教育における九年の課程に引き続き学校教育の課程に二年以上在学した者

三 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に二年以上在学した者

四 第五百一十條第三号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において二年以上在学した者

五 文部科学大臣が指定した者

六 高等学校卒業程度認定試験規則第四条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第四条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、十七歳に達したものの

第五百一十五條 学校教育法第九十一条第二項又は第二百二條第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に關し大学を卒業した者と同等の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。